

県事業を利用した県産飼料利用拡大の取組

北部家畜保健衛生所

○小山大地・鈴木真士・古澤剛

近年、輸入飼料の高騰を受け、国際情勢の影響を受けにくい国産飼料への転換が全国的に進んでおり、本県においても県産飼料の生産及び利用促進に向けた取組への支援が行われている。その中で当所は、大規模法人の生産基盤強化や畜産農家との連携強化、見島における任意団体への粗飼料生産に対し、円滑な事業推進が図れるよう支援を行ったので報告する。

1 取組

1) 地域の中核的な法人との粗飼料生産基盤強化

管内で長年、飼料生産と稲発酵粗飼料（以下、稲WC S）収穫作業受託に取り組んでいる農事組合法人（以下、法人）の収益安定を図るため、継続的に需要のある稲わら収穫を行うためのロールベアを導入するとともに、稲WC Sの販路拡大のため、専門家派遣事業を活用して管内の畜産農家とのマッチングを図った。

2) 新たに稲WC S利用に取り組む畜産農家（A農家、B農家）への支援

A農家は、法人から稲WC Sを利用するにあたり、所有している農場敷地が狭く、保管場所の確保に苦慮している状況であった。そのため農場外に保管場所を確保する必要があり、専門家派遣事業を活用して、保管場所の調整を行った。また、稲WC Sの利用方法については飼料分析を行い、給与方法や保管方法等の指導を受けた。B農家は、地域で初めてとなる稲WC Sの栽培に取り組むにあたり、法人と連携して生産を行い、その中で専門家派遣事業を活用し、肥培管理や収穫時期の判断等の指導を受けた。また、生産した稲WC Sの保管場所について、農場内にストックヤードを整備した。

3) 見島における任意団体への粗飼料生産支援

天然記念物に指定されている見島ウシを飼養・保護する任意団体（以下、団体）は、飼養者の高齢化や減少に伴い、自給飼料の確保に課題があった。そこで、島内での飼料生産に適した品種と生産技術の習得のため、専門家派遣事業を活用し、低コストで安定した生産ができる体制構築に向けて支援を行った。団体は専門家の助言を受け、飼料の発芽・生育を良好とするための鎮圧ローラーの活用や、機械導入事業を活用したディスクモアの導入を行った。

2 成果と今後の取組

管内の飼料畑は令和4年度の79haから令和5年の93.5haで14.5ha拡大した。また法人の作業受託面積は、令和3年度の6.7haから令和5年度の8.8haに増加し、稲WC Sの生産は同様に1.5haから2.5haに増加した。当所は地域の法人や農家に対して、県事業を活用した県産飼料・利用拡大に向けた取組を推進しており、今後も課題の整理や各農家にあった適切な支援ができるよう、引き続き取組を推進していきたい。